

# 地域福祉実践計画書

(令和2年4月～令和7年3月)

社会福祉法人 幌加内町社会福祉協議会

## 目 次

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| I   | 計画策定にあたって                          | 1  |
| 1   | 幌加内町福祉活動の現状と課題                     | 1  |
| 2   | 計画策定の背景                            | 4  |
| II  | 地域福祉実践計画の概要                        | 6  |
| 1   | 基本目標                               | 6  |
| 2   | 基本計画                               | 6  |
| 3   | 計画期間と見直しについて                       | 7  |
| III | 基本計画                               |    |
| 1   | 地域の課題を発見・共有し、解決していくための<br>仕組みづくり   | 8  |
| 2   | 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための<br>福祉サービスの充実 | 12 |
| 3   | 住民の地域福祉に対する啓発の推進                   | 21 |
| 4   | 社協基盤の強化                            | 24 |

# I 計画策定にあたって

## 1 幌加内町福祉活動の現状と課題

### (1) 幌加内町の概要

本町は、上川管内西部に位置し、東西方向約 24 km、南北方向 63 kmと南北に長い形をしています。面積は 767.03 km<sup>2</sup> その8割以上は山地、田畑です。

東に名寄・士別・旭川の各市及び和寒町、西には小平・苫前・羽幌・遠別の各町、南には深川市、北に美深町・中川町と、11市町に隣接しています。

役場所在地から道路で札幌市まで 149.1 km、旭川市まで 44.8 km、名寄市まで 71.8 km、深川市まで 45.5 kmの地点にあります。

交通アクセスとしては、札幌市中心部へJRを利用して約2時間30分以内、車では高速道路秩父別ICを利用して約2時間です。旭川市中心部へは車で約45分です。

気候は、山岳に囲まれた盆地のため、内陸性で、夏は高温多湿、冬は寒冷多雪、通年の寒暖の差が大きく、昼夜の気温差が大きい気候です。平成30年2月25日に積雪324cmの北海道最深積雪記録を更新した北海道内でも有数の豪雪地帯です。

人口は、平成31年3月末現在 1,484人となっています。65歳以上の高齢者人口は588人で、高齢化率は39.6% その内、75歳以上の後期高齢者は357人、人口全体の24.1%高齢者人口の60.7%を占めています。

平成31年3月末現在の要介護認定者数は116名（要支援1：32名、要支援2：11名、要介護1：30名、要介護2：12名、要介護3：10名、要介護4：12名、要介護5：9名）であり、要介護認定者数は概ね横ばいで推移している状況です。

## (2) 当社協の現状と課題

当社協では幌加内町より高齢者生活福祉センター（デイサービス・居住部門）事業、在宅生活・介護予防支援事業（食の自立支援事業、生きがいデイサービス事業、生きがいヘルパー事業）を受託しています。その他に、幌加内老人福祉寮「福寿荘」を指定管理事業者として、また、移送サービス・電話サービス・布団乾燥消毒サービス・見守りサービス・心配ごと相談・地域福祉推進事業（福祉のつどい、ボランティア育成事業 他）を行政から補助金を受けながら取り組んでいます。

当社協として、訪問介護事業・障害者居宅介護事業・居宅介護支援事業の各事業所を開設し、サービス提供を行っています。ただ、居宅介護支援事業所である、ケアプランセンター「しゃきょう」は、ケアマネジャーの異動により令和元年 12 月末をもって事業所を廃止しました。

上記のとおり数々の事業に取り組んでいますが、社会福祉法に記されている地域福祉の推進役としての社協を念頭に置いて、地域住民誰もが本町で安心して暮らし続けていくことができる地域づくりを推進していくよう努めてまいります。

## (3) 住民福祉活動の現状と課題

現在町内には小地域福祉ネットワークが 8 団体、ボランティア団体が 3 団体存在し、地域での福祉活動に貢献しています。そのほか、小・中・高校において、総合的な学習の延長線上として自発的な活動も行われています。

平成 10 年度より民生委員の担当地区ごとに組織化を進めてきた小地域福祉ネットワークは 11 地区中 8 地区と約 7 割の組織率となっています。しかし、少ない助成金の中での活動は限られており、各地域とも見守りが主なものとなりつつあります。

また、ボランティア活動についても、新たな活動につながる場が整っていないことが課題となっています。

このような現状に対し、多様化する福祉ニーズへの対応のために、幅広い福祉活動への参加を呼びかけていくことが求められます。

#### (4) 公的サービスの現状と課題

保健・福祉の拠点となるのが、保健福祉総合センターです。センター内に、町保健福祉課・保健センター・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所、そして社会福祉協議会の各事務所が併設されています。

高齢者向け住宅としてカタクリ（20戸）・ナナカマド（20戸）・高齢者生活福祉センター居住部門（単身世帯10戸、夫婦世帯5戸）、入所施設として老人福祉寮2棟（「福寿荘」10部屋、「延寿荘」6部屋）があります。

介護保険サービス提供事業所として、通所介護事業所・訪問介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・地域密着型特養・訪問看護事業所・短期入所者生活介護事業所が各1カ所あります。

医療機関は、町立の診療所が3カ所、町立歯科診療所が1カ所あります。

社会資源が潤沢に存在するとはいえませんが、高齢者や障害者が安心して生活できるよう、保健・福祉・医療の各関係機関の連携をより強化し、幌加内町らしい住み良いまちづくりが求められます。

## 2 計画策定の背景

### (1) 急速な高齢化の進行

本町の高齢化率は前述のとおり 39.6%と超高齢社会の真っ只中にあります。それに伴い、高齢者世帯や認知症高齢者の増加、老々介護の現状などが浮かび上がっています。このような状況に対応した地域福祉システムの構築、生きがいづくりの場の提供が必要です。

### (2) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法等により、全国的にそれぞれの地域において生活課題に対応するための包括的な支援体制の整備が進められており、本社協においても、これまでの地域福祉活動の実践を踏まえた、地域共生社会の実現を目指す取り組みを志向していかなければなりません。

こうした地域福祉の取り組みの基盤整備の手法の一つとして、住民、社協、行政等の幅広い主体が共通の目標に向かって連携し、地域の社会資源や人材等の状況に応じた取り組みを計画的かつ効果的に進めることが不可欠です。

### (3) 住民福祉活動の発展

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と社会福祉法にも規定されているとおり、フォーマルな社会資源だけでなくインフォーマルな社会資源も活用していくことで地域福祉の実現に繋がります。そこで、インフォーマルな社会資源である地域住民の誰もが気軽に積極的に地域福祉活動に参加できるように、ボランティア・小地域福祉ネットワーク活動の周知と理解を促していく必要があります。

ます。また、小地域福祉ネットワークが組織されていない3地区についてもネットワークの組織化、もしくは代替機能の推進の必要があります。

## Ⅱ 地域福祉実践計画の概要

### 1 基本目標

～ともに支えあう住み良いまちづくりのために～

### 2 基本計画

- (1) 地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり  
基本目標である「ともに支えあう住み良いまちづくりのために」地域の様々な問題やニーズをやりすごさず、的確かつ多角的に分析し、地域特性を活かしながら、社協として既存のネットワーク会議等に積極的に参画し、問題解決のために住民、関係機関との協働を推進します。また、共同募金活動等をとおして、ともに支えあう意識の啓発を行います。
- (2) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための福祉サービスの充実  
高齢者や障害者だけでなく、誰もが本町で安心して安全に、健康で自立した生活を営む事ができるように支援する福祉サービスの充実を図ります。
- (3) 住民の地域福祉に対する啓発の推進  
ボランティア連絡協議会の開催やボランティアセンターの設置などによりボランティア機能の強化に努めます。また、各小地域福祉ネットワークの代表者などで活動報告の場を持ち、新たな地域活動を見出していく場の提供をしていきます。

#### (4) 社協基盤の強化

地域福祉の推進役として社会福祉法に規定されている社会福祉協議会ですが、介護保険事業の導入により事業型社協という言葉が出てきたように幅広い事業を行うようになってきています。そのなかで、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会の基盤を改めて強化していきます。

### 3 計画期間と見直しについて

#### (1) 計画期間について

この地域福祉実践計画は、幌加内町保健福祉医療計画との整合性を保ちながら、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

#### (2) 見直しについて

幌加内町保健福祉医療計画が変更された場合、または、当社協の事業運営に大きな変更点があった場合、福祉諸制度の改革があった場合などについては、その都度、計画の見直しを行います。

### Ⅲ 基本計画

#### 1 地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

##### (1) 地域が抱えるニーズの把握

##### ① 必要に応じたニーズの把握

| 実践項目：地域福祉に関する住民のニーズの把握 |  |
|------------------------|--|
| 現状と課題                  | <p>ここ10年以上、地域福祉に関する住民のニーズを把握するための調査等は実施していません。潜在化しているニーズの有無、ニーズに対して適切なサービスとなっているか等把握していくことが、地域福祉の推進のために重要です。</p> |
| 今後の取り組み                | <p>・ニーズ調査を行うことにより、地域に潜在化しているニーズの把握を目指します。</p>  |

| 実践項目：心配ごと相談など総合相談体制の強化 |   |
|------------------------|---|
| 現状と課題                  | <p>心配ごと相談については、年間相談件数が平均1～2件程度の実績になっています。開催日の案内のほかに、随時受け付けしていることをIP放送で周知しています。相談事例は、今後の類似事例の迅速な対応のために相談内容を保管してあります。</p> <p>窓口で相談を受ける場合もありますが、親切丁寧な対応を心がけています。ただ、サービス利用につながらない相談や軽微な相談等、記録</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         | に残していないこともあることは、改善していかなければなりません。   |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心配ごと相談はIP放送での周知を継続します。</li> <li>・必ず、相談内容を記録し保管します。</li> <li>・相談解決のための各関係機関との連絡・調整を行います。</li> </ul> |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 実践項目：在宅での福祉サービスなどからの事例の収集 |   |
| 現状と課題                     | 在宅福祉サービスなどの利用者はサービスを定期的に利用するため、関係者と顔見知りになることが多くなり、小さな悩みでも打ち明けてくれることがあります。そのためニーズの把握はできましたが、事例の収集までには至っていないのが現状です。 |
| 今後の取り組み                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの把握の強化に努めます。</li> <li>・相談内容の事例収集を行います。</li> </ul>                      |

## (2) 地域協働のシステムづくり

### ① 地域住民、各関係機関との協働の推進

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 実践項目：小地域福祉ネットワーク機能の全町組織化 |   |
| 現状と課題                    | 11 地区ある民生委員の担当地区の中で8地区が組織済みで、要援護者の見守りや声かけが主な活動となっています。  |
| 今後の取り組み                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未組織の地区については全て自治区であるため、もともと構築されている自治区住民同士の結びつきを利用して小地域福祉ネットワーク機能を組織化していきます。</li> </ul> |

| 実践項目：地域ケアサービス調整会議への出席 |   |
|-----------------------|---|
| 現状と課題                 | 高齢者生活福祉センター相談員、ホームヘルパーステーションサービス提供責任者、福祉活動専門員が、毎月第2木曜日、第4木曜日に開催される地域ケアサービス調整会議の構成員となっていて、出席しています。福祉寮と高齢者生活福祉センター居住部門の入所の申請および決定、介護保険外の在宅福祉サービス利用の申請および決定、または、サービス利用者の状況報告などを行っています。 |
| 今後の取り組み               | ・行政、診療所、民生委員、関係事業所等との地域の総合的なケアの協議の場として引き続き出席していきます。   |

| 実践項目：保健・医療・福祉総合サービス推進会議への出席 |   |
|-----------------------------|---|
| 現状と課題                       | 町内の保健、福祉、医療の各事業及び介護保険事業の円滑な実施に向けた協議を行う保健・医療・福祉総合サービス推進会議には会長、事務局長が会議員となり、出席しています。 |
| 今後の取り組み                     | ・町内の保健、福祉、医療の各事業及び介護保険事業の円滑な実施のために引き続き出席していきます。                                   |

| 実践項目：保健・医療・福祉総合サービス推進会議の事務局会議への出席 |   |
|-----------------------------------|---|
| 現状と課題                             | 町内の保健、福祉、医療の各事業及び介護保険事業の円滑な実施に向けた保健・医療・福祉総合サービス推進会議の協議に付すべき事項について協議することができる事務局会議に |

|         |  |
|---------|--|
|         | は高齢者生活福祉センター相談員、ホームヘルパーステーションサービス提供責任者、福祉活動専門員がその構成員となり、出席しています。 |
| 今後の取り組み | ・町内の保健、福祉、医療の各事業及び介護保険事業の円滑な実施に向けた協議のために引き続き出席していきます。            |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 実践項目： 幌加内町民生児童委員協議会との連携 |   |
| 現状と課題                   | 地域福祉を推進する機関である幌加内町民生児童委員協議会との連携を行っていく必要があります。       |
| 今後の取り組み                 | ・地域住民に対するニーズ把握のための調査依頼を行います。<br>・民生委員に対する情報提供を行います。 |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 実践項目：老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会の事務局運営 |  |
| 現状と課題                             | 地域協働を実行している機関として、適切かつ効率的な運営をしていく必要があります。 |
| 今後の取り組み                           | ・各団体活動が円滑に行えるように支援していきます。                |

## ② 地域住民がともにささえあう意識の啓発

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 実践項目：赤い羽根、歳末たすけあい共同募金の適切な配分 |   |
| 現状と課題                       | 赤い羽根共同募金は老人福祉活動費、障害者福祉活動費、児童・青少年福祉活動費、福祉育成・援助活動費、ボランティア活動育成事業費に配分しています。 |

|         |  |
|---------|--|
|         | 歳末たすけあい共同募金は寝たきり世帯、重度身体障害者、独居高齢者、低所得者、母子（父子）世帯、老人福祉寮に配分しています。  |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金については引き続き各団体の支援などに配分していきます。</li> <li>・歳末たすけあい共同募金については引き続き対象世帯などの支援に配分していきます。</li> </ul> |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 実践項目：災害見舞金事業の実施 |  |
| 現状と課題           | 火災や自然災害などによって住居を失ってしまった地域住民に対して当社協、本町の共同募金会、日赤奉仕団が連携して町民より篤志を募り災害見舞金を支給しています。                              |
| 今後の取り組み         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き災害見舞金の支給を継続していきます。なお、具体的な要綱がないため、要綱の整備を推進する必要があります。</li> </ul> |

## 2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための福祉サービスの充実

### (1) 高齢者、障害者が暮らしやすい地域づくり

#### ① 在宅での生活を支えるための福祉サービスの充実

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 実践項目：公共交通空白地有償運送を継続しての移送サービス事業の実施 |   |
| 現状と課題                             | おおむね 65 歳以上の方で独居及び夫婦のみの世帯、または、身体に障害のある方で介護者のいない方及び幌加内老人クラブ会員等を対象に実施しています。 |

|         |   |
|---------|---|
|         | 平成 18 年より改正された道路運送法により、対価を受領しての移送サービスについては許可を得なければ事業の継続ができなくなったため、陸運局より公共交通空白地有償運送の許可を得ています。                          |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き公共交通空白地有償運送の許可を申請して事業を継続していきます。</li> <li>・必要に応じて料金体系の見直しを行います。</li> </ul> |

実践項目：電話サービス事業の実施

|         |   |
|---------|---|
| 現状と課題   | <p>おおむね 65 歳以上の方で独居及び夫婦のみの世帯、または、身体に障害のある方を対象に月・水・金曜日に、ボランティアはまなすの会（以下、はまなすの会）へ依頼して実施をしています。</p> <p>サービス利用者の減少が課題となっています。</p> |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関に呼びかけ、サービス利用者数の確保を行います。</li> <li>・はまなすの会との迅速な連携を目指します。</li> </ul>                |

実践項目：布団乾燥サービス事業の実施

|         |  |
|---------|--|
| 現状と課題   | <p>要介護認定者、または、生活支援サービス利用者を対象に町の補助を受けて利用者自己負担額 1,000 円にて実施しています。サービス利用者の減少が課題となっています。</p> |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関に呼びかけ、サービス利用者数の確保を行います。</li> </ul>          |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 実践項目：食の自立支援事業の受託運営 |   |
| 現状と課題              | <p>おおむね 65 歳以上の方で独居及び夫婦のみの世帯。または、身体に障害のある方で食事を作るのに支障のある方を対象に行政より 1 食につき 820 円（うち本人負担分 480 円）を受領して受託運営しています。高齢者世帯の見守りの機能も併せ持っています。</p> |
| 今後の取り組み            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関に呼びかけ、サービス利用者数の確保を行います。</li> <li>・見守り機能を継続します。</li> </ul>                                |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 実践項目：高齢者生活福祉センター（デイサービス部門）の受託運営 |  |
| 現状と課題                           | <p>介護保険制度の地域密着型通所介護及び地域支援事業としての通所型サービス（現行通所・通所 A）を行政より業務委託を受けて運営しています。</p> <p>通所介護においてはサービス利用時間の延長および祝祭日のサービス提供を行っています。</p>                                |
| 今後の取り組み                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間の延長、祝祭日のサービスの提供を行うことで、より一層の家族の負担の軽減や充実したサービスの提供を行います。</li> <li>・サービス提供内容の工夫、充実を図り、個別支援並びに自立支援に努めます。</li> </ul> |

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 実践項目：緊急医療情報キット配布事業の実施 |                       |
| 現状と課題                 | 65 歳以上の方、心身に障害のある方及び緊 |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>急時に不安のある方のうち設置を希望する方に、緊急時連絡先や本人の医療情報を記載した緊急医療情報シートを作成し、それを入れた筒状の容器を各世帯の冷蔵庫で保管し、万が一、救急搬送となった場合、救急隊員がその容器を冷蔵庫から取り出し、搬送先の医療機関に渡すというもので、令和元年度末で 213 名に配布しています。</p> |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内診療所と連携して配布を推進していく。</li> <li>・ 必要に応じてシートの更新をしていく。</li> </ul>  |

## ② 在宅での生活が困難な高齢者に対する支援

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 実践項目：高齢者生活福祉センター（居住部門）の受託運営 |   |
| 現状と課題                       | <p>おおむね 65 歳以上の方で独居及び夫婦のみの世帯であって、高齢などのため独立して生活することに不安のある方を対象に、単身者用（10 戸）と夫婦世帯用（5 戸）を援助員配置のもとに行政より業務委託を受けて実施しています。</p>                     |
| 今後の取り組み                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者に対する援助員による生活支援および健康管理のための取り組みを継続します。</li> <li>・ 入所希望者に対して、地域ケアサービス調整会議での適切な判断をします。</li> </ul> |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 実践項目：老人福祉寮「福寿荘」の運営 |  |
| 現状と課題              | <p>幌加内町老人福祉寮設置条例第 5 条に基づき、地域ケアサービス調整会議にて入居が決定した方に対して、行政より指定管理を受けて、寮母による日常生活上の援助などを実施して</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>います。</p> <p>幌加内老人福祉寮「福寿荘」(10 部屋) は入退所がありつつも、ほぼ満室の状況が継続しています。</p>   |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き寮母による日常生活上の援助を行い、利用者の生活をサポートしていきます。</li> <li>・入所希望者に対して、地域ケアサービス調整会議での適切な判断をします。</li> </ul> |

### ③ 介護保険事業、障害者自立支援事業の実施

|                 |   |
|-----------------|---|
| 実践項目：訪問介護事業所の運営 |   |
| 現状と課題           | <p>介護保険制度の訪問介護をヘルパー6 名体制(うち、サービス提供責任者1 名)にて運営しています。</p> <p>地域支援事業としての訪問型サービス(現行訪問・訪問A)を行政より業務委託を受けて運営しています。</p> |
| 今後の取り組み         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保およびヘルパーの資質の向上に努めます。</li> </ul>                                      |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 実践項目：自立支援居宅介護事業所の運営 |  |
| 現状と課題               | <p>ヘルパー6 名体制にて障害者自立支援法の居宅介護を運営しています。</p> <p>平成 28 年度以降、利用者はいません。</p>             |
| 今後の取り組み             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規利用を想定し、いつでも稼働できる体制の維持に努めます。</li> </ul> |

④ 生きがいづくりのための事業の実施

| 実践項目：福祉スポーツ大会の開催 |  |
|------------------|--|
| 現状と課題            | 福祉スポーツ大会は、高齢者・障害者の生きがいをさらに高めることを目的として年1回、参加者を鶴（75歳まで）、亀（80歳まで）、鳳（81歳以上）の3組に分けて、3種目個人戦で開催しています。参加者は年々減少（令和元年度は参加者45名）していますが、参加者からは好評であるため、参加者の確保を目標としながら継続して実施していきます。 |
| 今後の取り組み          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参加のための呼びかけの実施及び参加者の確保を行います。</li> <li>・各組への人数に偏りができた場合の年齢構成の変更の検討を行います。</li> </ul>  |

| 実践項目：老人のつどいの開催 |  |
|----------------|--|
| 現状と課題          | 老人クラブ内の日々の各演芸活動を発表する場として、老人のつどいを開催しています。 |
| 今後の取り組み        | ・老人クラブ会員に対する生きがいの場の提供として開催を継続します。        |

| 実践項目：小地域でのサロン活動の推進 |   |
|--------------------|---|
| 現状と課題              | これまでに、要援護者を地域で支える活動の一環として小地域福祉ネットワーク内で年に1度サロンを実施している地域はありましたが、なかなか拡がりを見せなかったのが実態です。社協の姿勢として、サロン活動の推進の必要性は認識しつつ、各地域に入っていくことができず傍観者的であったことが反省させられ |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>ました。</p> <p>それを踏まえて、社協としては平成 29 年度より、町内の 5 単位老人クラブの例会に合わせて、参加者の介護予防と交流を図ることを目的に軽運動やレクリエーション・ゲームを実施し、それを小地域でのサロン活動と位置付けています。</p>           |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部 4 老人クラブを拠点にサロン活動を実施することを周知し、老人クラブ会員以外にも呼びかけを行います。</li> <li>・上幌加内以南でのサロン活動の実施について検討します。</li> </ul> |

## (2) その他生活を支える福祉サービスの充実

### ① 生活福祉資金の活用

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 実践項目：住民に対する生活福祉資金貸付制度の周知 |   |
| 現状と課題                    | <p>長年にわたる経済状態の悪化のため生活福祉資金への相談が徐々に増加してきています。生活困窮に陥った地域住民の生活を支えるために、改めて生活福祉資金貸付制度の周知を行う必要があります。</p>   |
| 今後の取り組み                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に対する広報やパンフレットなどによる制度の周知を行います。</li> <li>・地域住民がいつ相談に来ても適切な対応ができるよう、職員に対する研修会などによる制度の周知を行います。</li> </ul> |

|   |  |
|---|--|
| 実践項目：生活福祉資金貸付制度における円滑な事務手続き、および北海道社会福祉協議会（以下、道社協）との連携 |  |
| 現状と課題   | 貸付制度利用者と実施主体である道社協を結ぶ架け橋として円滑な事務手続き、および連携を図っていく必要があります。  |
| 今後の取り組み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道社協の生活福祉資金に対する相談および受付の窓口として地域住民が迅速に利用できるように、事務手続きの円滑な対応を行います。</li> <li>・滞納などがあった場合には道社協と連携を取り、適切な対応をしていきます。</li> </ul> |

|                        |   |
|------------------------|---|
| 実践項目：当社協の生活福祉資金貸付制度の実施 |   |
| 現状と課題                  | 貸付限度額（20万円）以内の貸付で収まる場合に道社協の生活福祉資金貸付制度ではなく、当社協の生活福祉資金貸付制度の利用を勧めており、単年度に1～3件の貸付があります。現在までのところ滞納はありませんが、今後発生しうることも考えられるため、滞納時についての迅速な対応が課題となります。 |
| 今後の取り組み                | ・滞納があった場合の迅速な対応について協議します。   |

## ② 権利擁護の推進

|                      |  |
|----------------------|--|
| 実践項目：地域住民に対する権利擁護の周知 |  |
| 現状と課題                | <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用について、地域住民に対して広報やパンフレットなどで制度の周知を行う必要があります。</p> <p>平成31年度に「士別地域成年後見センター」を士別市・剣淵町・和寒町・幌加内町の1市3</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | 町で設置しました。権利擁護に関する相談等は迅速に後見センターに繋げていきます。   |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に対する広報やパンフレットなどによる制度の周知を行います。</li> <li>・地域住民が相談に来た場合、適切に対応する。必要があれば「土別地域成年後見センター」に結びつける。</li> </ul> |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 実践項目：権利擁護の適切な支援体制の確立 |  |
| 現状と課題                | <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業については「土別地域成年後見センター」が支援の中枢を担っています。</p> <p>日常生活自立支援事業における生活支援員を本社協に3名配置しています。</p> <p>また、アルク居住と福寿荘の入居者は日常生活自立支援事業の対象者とはならないため、本社協独自で「あんしん金銭管理サービス」を令和元年6月より実施しています。</p> |
| 今後の取り組み              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土別地域成年後見センター」との連携を図ります。</li> <li>・研修などによる生活支援員の資質の向上を図ります。</li> <li>・民生委員との連携を図ります。</li> </ul>  |

### ③ 総合相談機能の強化

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 実践項目：ふれ愛・見守りサービス事業の実施 |  |
| 現状と課題                 | 平成30年4月にスタートしたこの事業は、高齢者住宅「カタクリ」「ナナカマド」に居を構え、サービスの利用を希望する者を対象に平 |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>日は職員が訪問、土日祝日は電話にて健康状態や困りごと等の聞き取りをし、必要があれば家族や関係機関に連絡する等、臨機の対応をするものです。</p> <p>サービス利用者の満足度は高いが、転出や死亡により利用者数は減少している。</p> |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住宅以外へのサービスの提供方法を検討する。</li> </ul>   |

### 3 住民の地域福祉に対する啓発の推進

#### (1) 誰でも気軽に参加できる地域福祉活動

##### ① ボランティア機能の強化

|                   |   |
|-------------------|---|
| 実践項目：ボランティア団体への助成 |   |
| 現状と課題             | <p>はまなすの会、JAボランティア花菜（以下、花菜）に対して助成金の支給を行い、活動を支援しています。</p>  |
| 今後の取り組み           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き助成金を支給し、ボランティア団体に対する支援を行うとともに、新規のボランティアに対する助成金の支給を検討します。</li> </ul> |

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 実践項目：ボランティア活動保険への加入の助成（地域福祉推進事業） |   |
| 現状と課題                            | <p>はまなすの会、花菜、幌加内町日赤奉仕団を対象にボランティア活動保険加入の助成を行っています。</p>                                       |
| 今後の取り組み                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き助成を行うとともに、新規のボランティアに対するボランティア活動保険加入の</li> </ul> |

|  |           |
|--|-----------|
|  | 助成を検討します。 |
|--|-----------|

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 実践項目：ボランティア連絡協議会の積極的な運営 |   |
| 現状と課題                   | ボランティア活動について、新たな活動に繋がる場の提供ができていないのが現状です。そこで、自分達の活動だけではなく外部の活動にも目を向けて、町内のボランティア活動を活性化させるための場の提供が必要になっています。 |
| 今後の取り組み                 | ・ボランティア団体同士の実践発表、意見交換などの場としてのボランティア連絡協議会の運営を目指します。  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 実践項目：ボランティアセンター機能の強化 |  |
| 現状と課題                | ボランティアの斡旋や育成のためのボランティアセンターは、その機能を持っています但实际上に名称を持つての活動は行っていません。そこで、幌加内町ボランティアセンターを設立し、その機能の強化を改めて行う必要があります。 |
| 今後の取り組み              | ・ボランティアコーディネーターの育成を実施します。<br>・新規ボランティアの開拓を実施します。<br>・ボランティアの後継者および資質の確保を行います。                              |

|                                 |                      |
|---------------------------------|----------------------|
| 実践項目：小、中、高校の総合的な学習およびボランティアへの協力 |                      |
| 現状と課題                           | 小・中・高校の総合的な学習に際して、高齢 |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>者などとの交流の場の確保、障害に対する講義の実施や疑似体験セットを利用した障害への理解などについて協力を行っています。また、自主的なボランティアの場の確保も行っています。しかし、打ち合せから実施までの期間が短いため調整がうまくいかないこともあります。</p> |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き協力を行います。</li> <li>・十分な内容の検討を行い、生徒に対してよりよい経験になるようにサポートします。</li> </ul>                     |

## ② 小地域福祉ネットワーク機能の強化

|                        |   |
|------------------------|---|
| 実践項目：小地域福祉ネットワーク活動の定着化 |   |
| 現状と課題                  | <p>小地域福祉ネットワーク内の援護者の生活を見守る役割を担う支援員・協力員（主に町内会長など）を配置しています。しかし、小地域福祉ネットワーク活動が地域住民に浸透していないため、支援員・協力員が地域に根付いているとはいえない状況になっています。</p> |
| 今後の取り組み                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やパンフレットによる小地域福祉ネットワーク活動の周知を実施します。</li> <li>・支援員、協力員の定着化を目指します。</li> </ul>             |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 実践項目：小地域福祉ネットワーク連絡協議会の設立、運営 |   |
| 現状と課題                       | <p>小地域福祉ネットワーク活動について、見守りや声かけの他に何をしたらよいのか分からないという声が各小地域福祉ネットワークから聞こえてきます。そこで、外部の活動にも目を向けて小地域福祉ネットワーク活動を活</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         | 性化させるための場の提供が必要になっています。                                      |
| 今後の取り組み | ・小地域福祉ネットワーク同士の実践発表、意見交換などの場としての小地域福祉ネットワーク連絡協議会の設立、運営を行います。 |

## 4 社協基盤の強化

### (1) 地域福祉の推進役としての社協

#### ① 地域に開かれた法人運営の推進

|                      |   |
|----------------------|---|
| 実践項目：社協だよりなどの広報活動の実施 |   |
| 現状と課題                | 「社協だより」を発行し、地域住民に対して社協を理解してもらい、地域に開かれた社協を目指していく必要があります。 |
| 今後の取り組み              | ・社協だよりの発行を行うことにより、地域住民に対して社協の活動をPRしていきます。               |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 実践項目：運営状況、事業内容等の情報公開 |  |
| 現状と課題                | 現在までのところ運営状況、事業内容等について情報公開の申し出はありません。                                  |
| 今後の取り組み              | ・申し出があった場合には迅速に関係書類等を提示できる体制づくりを進めていきます。<br>・個人情報保護法を遵守しながらの情報公開に努めます。 |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 実践項目：福祉のつどいの開催（地域福祉推進事業） |   |
| 現状と課題                    | 道民福祉の日に合わせて、毎年10月23日頃に福祉のつどい（福祉大会）を開催していま |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>す。「社会福祉事業について功労のあった者および社会福祉活動に関し、協助の功績顕著な者」に対して当社協より表彰を行うほか、老人クラブ連合会と身体障害者福祉協会に功績のあった者を各団体より表彰しています。</p> <p>また、平成21年度より高齢者向けの成人大学講座を行政との協力で同日開催するようになり、多数の方に講義を聞いてもらうことができています。</p> |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き表彰の実施を行います。</li> <li>・引き続き成人大学講座との同日開催を行います。</li> </ul>  |

## ② 自治区、町内会との連携

|   |  |
|---|--|
| <p>実践項目：北海道町内会連合会（以下、道町連）共済への加入の周知と助成（地域福祉推進事業）</p> |  |
| 現状と課題   | <p>本町の小地域福祉ネットワーク機能を持っている自治区、町内会を対象に道町連共済への加入の助成（地域福祉推進事業）を行っています。しかし、地域住民が加入している事実を知らないこともあり、より一層の広報活動が求められます</p> |
| 今後の取り組み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き加入の助成を行います。</li> <li>・地域住民に対する加入の周知を行います。</li> </ul>                   |

## ③ 職員の資質の向上

|   |                            |
|---|----------------------------|
| <p>実践項目：外部の各種研修会への積極的な参加、および内部研修の実施</p> |                            |
| 現状と課題                                   | <p>職員の知識および技術の向上のために各種</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | 研修会に参加しています。しかし、職員全体の知識および技術の向上のために、外部研修で習得した内容を関係職員による内部研修として実施する体制づくりが求められます。                   |
| 今後の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部研修会へ積極的に参加します。</li> <li>・ 関係職員による内部研修を行います。</li> </ul> |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 実践項目：資格取得のための支援の実施 |   |
| 現状と課題              | 福祉専門職としての知識および技術の習得のための資格取得について、経済面・環境面から支援する体制があります。                               |
| 今後の取り組み            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格取得をサポートする職場の体制づくりに継続して取り組みます。</li> </ul> |

## (2) 安定した法人運営

### ① 役員会、評議員会の適切な運営

|                   |   |
|-------------------|---|
| 実践項目：役員・評議員の適切な確保 |   |
| 現状と課題             | 役員評議員選任規程に基づき「社会福祉事業に関心を持つ者（自治区の代表者、学識経験者）、社会福祉施設の代表者、社会福祉に関係のある団体の代表者、行政・教育関係代表者、社会福祉事業に識見を有する者・財務管理について識見を有する者」を適切に配置しています。 |
| 今後の取り組み           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員評議員選任規程に基づき、役員・評議員を適切に委嘱します。</li> </ul>  |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 実践項目：役員会・評議員会の定期的または必要に応じた開催 |  |
| 現状と課題                        | 予算報告および事業計画、決算報告および事業報告の際の定期的な開催のほかに、必要に応じた開催を行っています。  |
| 今後の取り組み                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会、評議員会の定期的又は必要に応じた開催の継続を行います。</li> <li>・開催に必要な出席数の確保を目指します。</li> </ul> |

## ② 自主財源の確保

|                   |   |
|-------------------|---|
| 実践項目：会費制度による収入の確保 |   |
| 現状と課題             | 会費制度は一般会員、賛助会員、特別会員からなっています。一般会員については世帯単位で1,000円、賛助会員と特別会員については個人単位で10,000円を納入いただいています。                   |
| 今後の取り組み           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開かれた社協活動を行うことにより地域住民に対する会費制度の理解を促し、会費制度による収入の確保を目指します。</li> </ul> |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 実践項目：寄付による収入の確保 |  |
| 現状と課題           | 離町、葬儀、地域行事などの場合に地域住民や団体より社会福祉事業への活用目的として寄附金をいただいています。  |
| 今後の取り組み         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事業への活用目的としてという寄付申込者の意思を尊重した事業を行います。</li> <li>・寄付による収入の確保を目指します。</li> </ul> |

### ③ 上川地区市町村社会福祉協議会との連携

| 実践項目：上川地区市町村社会福祉協議会との連携 |  |
|-------------------------|--|
| 現状と課題                   | 本町は平成 22 年 4 月に上川総合振興局に編入、当社協も道社協上川地区事務所管内の社協へと移行しました。移行後 10 年が経過するなかで、上川管内市町村社協との連携体制を構築することができました。 |
| 今後の取り組み                 | ・道社協上川地区事務所及び上川管内市町村社協との連携を継続します。  |

社会福祉法人 幌加内町社会福祉協議会

〒074-0412

北海道雨竜郡幌加内町字親和 4596 番地 3

幌加内町保健福祉総合センター内

TEL (0165) 36-2510

FAX (0165) 35-3091